

北秋田地域県管理河川減災計画 取組方針

平成30年3月27日(火)

北秋田地域県管理河川減災対策協議会

目 次

1	はじめに	1
2	本協議会の構成員	2
3	北秋田地域の概要	3
4	現状の取組状況	5
5	減災のための目標	8
6	概ね5年で実施する取組	9
7	フォローアップ	12

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、昨年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」を取りまとめました。

一級河川については上流や支川の県管理河川も含めて、国や沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害が発生しました。

これらを踏まえ、県管理河川においても「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組の加速が求められる中、秋田県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、北秋田地域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「北秋田地域県管理河川減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成 29 年 6 月 5 日に設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。

また、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災対策協議会や大館市、北秋田市、上小阿仁村とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員、アドバイザー、幹事会参加機関及び構成員は、表 2-1～3 に示すとおりです。

表 2-1 協議会の参加機関及び構成員

機関名	代表者
大館市	市長
北秋田市	市長
上小阿仁村	村長
秋田地方気象台	台長
秋田県北秋田地域振興局	局長
秋田県北秋田地域振興局総務企画部	部長
秋田県北秋田地域振興局建設部	部長

表 2-2 協議会のアドバイザー

機関名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

表 2-3 協議会の幹事会参加機関及び構成員

機関名	構成員
大館市総務部危機管理課	課長
北秋田市総務部総務課	課長
上小阿仁村住民福祉課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県北秋田地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県北秋田地域振興局建設部保全・環境課	課長

3 北秋田地域の概要

本協議会では、北秋田地域の県管理河川を対象として減災対策に取り組みます。

北秋田地域は、県北部に位置し、大館市（平成 17 年 6 月に田代町・比内町を編入）と北秋田市（平成 17 年 3 月に北秋田郡の鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町が合併）、上小阿仁村の 2 市 1 村からなり、地域最北部の大館市は青森県の南縁に接し、北秋田市には森吉山県立自然公園が存在する。

総面積は、約 2,323km²（大館市 913.22 km²、北秋田市 1152.76 km²、上小阿仁村 256.72 km²）であり、県全体の約 20%を占めており、その約 80%が森林です。

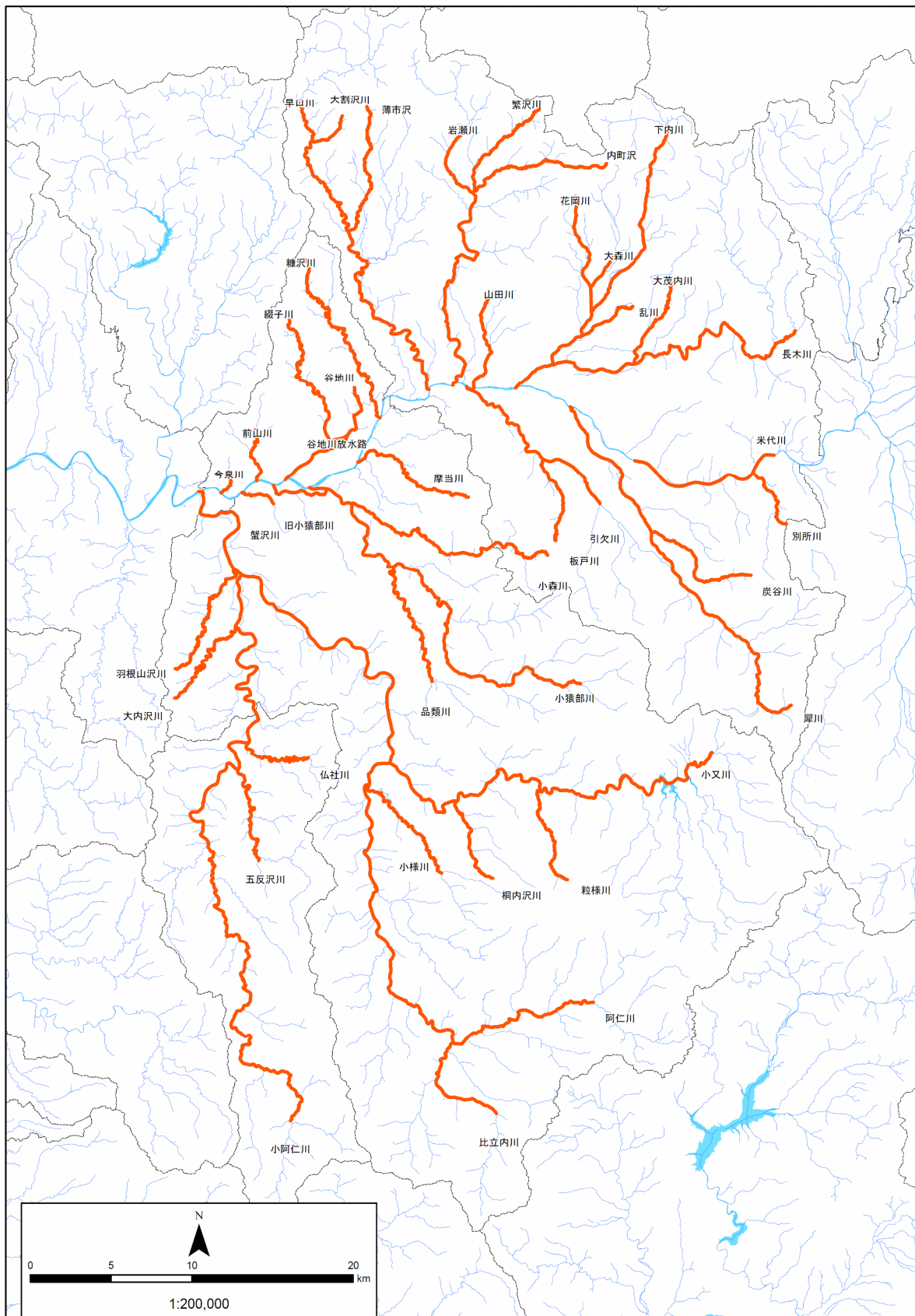
北秋田地域における県管理河川は、全て一級河川米代川水系に属し、総延長約 460km に及びます。このうち水位周知河川は米代川、阿仁川、小阿仁川、小猿部川、綴子川、長木川、下内川の 7 河川、非水位周知河川は小又川等の 34 河川です。

表 3-1 北秋田地域における県管理河川(水位周知河川)

No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	米代川水系 米代川	8.3	5	米代川水系 綴子川	9.8
2	米代川水系 阿仁川	60.7	6	米代川水系 長木川	23.6
3	米代川水系 小阿仁川	48.5	7	米代川水系 下内川	20.2
4	米代川水系 小猿部川	28.5			

表 3-2 北秋田地域における県管理河川(非水位周知河川)

No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	米代川水系 羽根山沢川	7.5	18	米代川水系 糠沢川	8.0
2	米代川水系 大内沢川	8.0	19	米代川水系 早口川	26.5
3	米代川水系 仏社川	4.5	20	米代川水系 薄市沢	6.1
4	米代川水系 五反沢川	4.3	21	米代川水系 大割沢川	1.5
5	米代川水系 小又川	18.9	22	米代川水系 岩瀬川	22.5
6	米代川水系 桐内沢川	1.1	23	米代川水系 内町沢	2.6
7	米代川水系 粒様川	1.5	24	米代川水系 繫沢川	1.9
8	米代川水系 小様川	8.4	25	米代川水系 引欠川	18.0
9	米代川水系 比立内川	6.5	26	米代川水系 板戸川	4.9
10	米代川水系 今泉川	1.2	27	米代川水系 山田川	7.0
11	米代川水系 蟹沢川	2.6	28	米代川水系 乱川	5.5
12	米代川水系 前山川	4.8	29	米代川水系 大森川	6.0
13	米代川水系 旧小猿部川	4.2	30	米代川水系 花岡川	3.8
14	米代川水系 小森川	11.5	31	米代川水系 大茂内川	2.9
15	米代川水系 品類川	9.0	32	米代川水系 犀川	22.9
16	米代川水系 谷地川	4.7	33	米代川水系 炭谷川	8.0
17	米代川水系 摩当川	8.1	34	米代川水系 別所川	3.5



北秋田地域振興局 県管理河川位置図

4 現状での取組状況

北秋田地域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果は、表 4-1～表 4-4 に示すとおりです。

表 4-1 避難勧告等の発令者としての現状と課題

項目	現状（○）と課題（●）
1. 避難勧告経験の有無	<p>○水害時の発令基準は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を運用している。</p> <p>○避難勧告、避難指示を発令した経験がある（全自治体）（H25年8月豪雨等）</p> <p>●屋内にいる人や携帯電話を保有していない人への適切な情報伝達</p> <p>●夜間の発令や広域を対象とした発令の習熟度向上。</p> <p style="text-align: right;">} (1)</p>
2. 体制の確保	<p>○災害時の動員体制は、地域防災計画や水防計画、災害時職員初動体制マニュアルにおいて定めている。</p> <p>○動員は職員用メールで参集を要請するとともに、市業務継続計画により、必要最小限の人数で業務を遂行するよう定めている。</p> <p>○住民からの問合せは、たらい回しを避けるため、危機管理課に情報を集め、対応することとしている。</p> <p>○マスコミからの問合せ対応は、軽微な被害事項については課員が電話で答え、災害規模が大きくなるにつれ、プレスリリースしている。</p> <p>○情報の取捨選択を確実かつ円滑にできるよう、災害対策本部図上訓練を実施する等、平常時から災害対応における習熟度の向上に努めている。</p> <p>●各種計画及びマニュアルに定めた災害時対応の習熟。</p> <p>●住民からの問合せ対応力の向上。</p> <p style="text-align: right;">} (2)</p>
3. 現在の避難勧告等基準	<p>○避難判断マニュアルにより、避難勧告、避難指示の発令を判断している。</p> <p>●より確実性の高い避難勧告、避難指示の判断指標（精度の高い水位上昇見込み）の活用。</p> <p>●市管理河川の基準の検討。</p> <p>●避難勧告、避難指示の発令が空振りした場合の市民の理解</p> <p>●市が定める判断基準と避難が必要だと住民が感じる状況のずれに対する理解促進と、住民一人ひとりの自助意識の高揚</p> <p style="text-align: right;">} (3)</p>
4. 情報の入手方法と判断の根拠	<p>○「避難勧告等の判断伝達・マニュアル等」において、情報の見方や判断基準を整理している。</p> <p>○気象庁HP、県防災情報提供システム、県河川砂防情報システム、秋田気象台及び国土交通省能代河川国道事務所とのホットライン等により情報を入手している。情報を分析し今後の見込みを把握するとともに、災害対策本部等の各種判断資料となるよう努めている。</p> <p>○住民からの問い合わせ情報は、消防が現地確認するようにしている。</p> <p>●災害対策本部図上訓練や実際の災害対応を通じた問題点等の把握と改善</p> <p style="text-align: right;">} (4)</p>

項目	現状（○）と課題（●）
5. 避難所設置の状況	<p>○避難所開設の基準は地域防災計画、避難所開設・運営マニュアル等で定めている。</p> <p>●避難所設置・運営の実践力を高めるため、より多くの訓練が必要。</p> <p>●大規模災害時を想定した避難所確保について、県及び県内全市町村との相互応援協定は締結しているが、運用は定めていない。</p>
6. 要配慮者施設への対応	<p>○災害時における福祉避難所の開設運営に関する協定を施設等と締結し、責任分担を定義している。</p> <p>●個別施設の避難確保計画策定への協力。</p> <p>●要配慮者支援個別計画の速やかな策定に努め、平常時から要配慮者情報を自治会長や民生委員と共有できる体制の構築を図る。</p>

※●後ろの（ ）数字は課題番号

表 4-2 発令の伝達と住民のとらえ方

項目	現状（○）と課題（●）
7. 避難勧告を伝達する手段	<p>○伝達手段は、防災行政無線、緊急速報メール、自治体の防災情報メール、県情報集約配信システムその他、広報車による拡声、消防による戸別訪問、町内会長への電話連絡、SNS 発信、マスコミへの情報提供等。</p>
8. その伝達手段で情報は届くか	<p>○屋外拡声による情報伝達は十分とはいえないが、携帯電話へのメールによる伝達率は高いと考えている。ただし、避難率は高くなかった。</p> <p>○避難率が高くないのは、避難勧告等が有効であったかどうかではなく、置かれている状況に対する危機感の相違によるものが大きいと考える</p> <p>●真に危険性を感じない市民は避難行動しないと考えており、市民にその有効性を粘り強く周知・啓発していくことが必要。</p>
9. 「空振りを恐れない」行動規範	<p>○安易な空振りはずべきではない。</p> <p>○やむを得ないものと多くの方は理解していると思われるが、行政が発信する情報に対して信憑性、確実性も求められていると思われる。</p> <p>●「空振りを恐れない」ことについて、住民の理解を促進するための周知・啓発の推進</p>

※●後ろの（ ）数字は課題番号

表 4-3 避難行動の平時の取組み

項目	現状 (○) と課題 (●)
10. ハザードマップの表示方法と配布方法	○全戸配布と、市 HP での公開、市主要施設等への掲示を実施。
11. ハザードマップの認知度	○住民の関心度の違いにより、普段から活用している方とそうでない方がいる。認知度は高くないと考えている。 ●ハザードマップは住民が自分たちの地域に、どのような危険区域があるか、安全な避難経路はどこか等を考えるきっかけになるものであり、自治会、自主防災組織における防災力の強化につながるものと考えている。今後も、新しい情報を随時更新しながら、地域の防災力を高めていく必要がある。
12. 訓練など平時の取組みの実態	○自治会、自主防災組織単位で自主的に避難訓練が行われている。また、自治会等の要望により随時開催される防災講座においてハザードマップの周知、活用を呼びかけている。

※●後ろの () 数字は課題番号

表 4-4 河川管理者への課題

項目	現状 (○) と課題 (●)
13. 河川管理者の課題	●河川区域内の刈り払い、中州などの撤去・浚渫。 ●よく浸水する箇所、地域は水位観測地点の水位がおよそどの位で浸水が始まるかを把握し、地域へ配信。 ●より精度の高い水位上昇見込みの伝達。 ●水位周知河川への指定追加（早口川、犀川、仏社川） ●水位計、雨量計の増設、見直し

※●後ろの () 数字は課題番号

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとします。

表 5-1 5年間で達成すべき目標

北秋田地域の県管理河川は、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫と平野部における拡散型の氾濫といった河川特性を持ち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。今後発生しうる大規模水害から人命を守るため、『迅速かつ確実な避難を可能にする地域防災力の向上』を目標とする。

※大規模水害：想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

上記目標の達成に向け、北秋田地域において、河川管理者が実施する河川改修等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取組を実施します。

- ①北秋田地域における特徴を踏まえた避難に関する取組
- ②氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組
- ③地域防災力向上のための継続的な取組

6 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取組む主な内容は次のとおりとします。

1) ハード対策の主な取組み

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

表 6-1 ハード対策の主な取組み

主な取組み項目	課題番号	目標時期	取組み機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
・下内川、阿仁川等の河川改修の継続実施	(10)	引き続き 順次実施	秋田県
■危機管理型ハード対策			
・長木川、小阿仁川等の計画的な州ざらいの実施	(10)	引き続き実施	秋田県
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
・水位計、雨量計及び情報収集・提供機器の更新・改良等	(10)	引き続き実施	秋田県
水位周知河川（追加）	(10)	H31～33年	秋田県

2) ソフト対策の主な取組み

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組み

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組みとして、以下のとおり実施します。

表 6-2 円滑かつ迅速な避難行動のための取組み

主な取組み項目	課題番号	目標時期	取組み機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組み			
・秋田県と気象台、2市1村のホットラインの構築	(1)、(3)	H29年度から実施	秋田県 気象台 大館市 北秋田市 上小阿仁村
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	(1)、(2) (3)、(4)	H29年度から実施	秋田県 気象台 大館市 北秋田市 上小阿仁村
・水位計、雨量計の配置の見直しや増設	(10)	H30年度から実施	秋田県
・水位周知河川の追加	(10)	H30年度から実施	秋田県
・最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の公表	(10)	H29年度から実施	秋田県
・新たな浸水想定に基づくハザードマップの作成	(9)	H29年度以降 検討※	大館市 北秋田市 上小阿仁村
・水位周知河川以外の河川の浸水実績の把握と周知	(9)	引き続き 実施	秋田県 大館市 北秋田市 上小阿仁村
・避難情報伝達手段の検討と整備	(1)、(4) (10)	引き続き 実施	大館市 北秋田市 上小阿仁村

※ただし、米代川等の新たな浸水想定に基づく。

■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組み			
・小中学校等における防災教育や出前講座等を活用した説明会の実施	(7)、(8)、(9)	引き続き 実施	秋田県 大館市 北秋田市 上小阿仁村
・地域全体の防災力向上を図るため町内や自主防災組織等による訓練の実施	(5)、(6) (7)、(9)	引き続き 実施	秋田県 大館市 北秋田市 上小阿仁村

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間確保のための取組み

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に関する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題番号	目標時期	取組み機関
■水防活動の効率化及び水防体制強化に関する取組み			
・水害リスクの高い箇所の手回し点検の実施	(9)	H30年度から実施	秋田県 大館市 北秋田市 上小阿仁村
■要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組み			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援	(6)	引き続き実施	秋田県 大館市 北秋田市 上小阿仁村

3) 取組の進め方

地域防災力向上のために、これらの取組を継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い北秋田地域の文化を形成します。

7 フォローアップ

- 各機関の取組内容については、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要です。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直します。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行います。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直します。

北秋田地域県管理河川減災対策協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「北秋田地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

なお、本協議会は水防法（昭和24年法律第193号・平成29年改正）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、北秋田地域の県管理河川（別表1）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。

3 協議会には座長を置くものとし、秋田県北秋田地域振興局長がその職務を行う。

4 座長に事故があるときは、秋田県北秋田地域振興局建設部長が、その職務を代理する。

5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県北秋田地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月5日から施行する
平成30年3月27日改定

別表1

北秋田地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
米代川、阿仁川、小阿仁川、小猿部川、綴子川、長木川、下内川、その他北秋田地域における指定区間内の一級河川

別表2

北秋田地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
大館市	市 長
北秋田市	市 長
上小阿仁村	村 長
秋田地方気象台	台 長
秋田県北秋田地域振興局	局 長
秋田県北秋田地域振興局総務企画部	部 長
秋田県北秋田地域振興局建設部	部 長

別表3

北秋田地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表4

北秋田地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
大館市総務部危機管理課	課 長
北秋田市総務部総務課	課 長
上小阿仁村住民福祉課	課 長
秋田地方気象台	防 災 管 理 官
秋田県北秋田地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県北秋田地域振興局建設部保全・環境課	課 長